

社協 まなづる

第 120 号

令和3年5月24日

発行

社会福祉法人
真鶴町社会福祉協議会

〒259-0201

真鶴町真鶴475-1

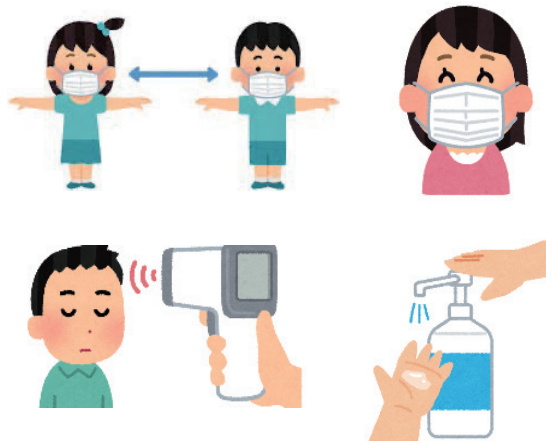
電話 68-3313

お待たせいたしました。
みんなの「真輪」が再開しました。
仲間とも再会し運動不足も解消しました。



「真輪」での感染予防対策

- 広い会場へ変更し人との距離を十分にとる
- マスクの着用
- 入り口での検温、体調確認
- 入り口でのアルコール消毒
- 参加者名簿作成（連絡先の把握）



今後の新型コロナウイルスの感染状況によりましては、再度開催を中止させていただくことがあります

次回の「真輪」は6月4日（金）です。

みんなでささえる地域の福祉

令和3年度 社会福祉法人真鶴町社会福祉協議会予算

令和3年度の真鶴町社会福祉協議会の事業計画及び社会福祉事業会計の資金収支予算案が、3月19日に開催の「社協理事会」及び3月29日に開催された「社協評議員会」において審議され承認・可決されました。

町社協としては昭和61年4月に法人格を取得して以来、地域福祉の推進に町民と協働して取り組んでまいりました。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により今までに経験がない中での事業運営となりました。

そのような中で、今後も新型コロナウイルスの状況を見ながら、社協の事業運営をしていくこととなりますが引き続き「地域福祉活動計画」に基づき、住民に身近な相談窓口となるよう住民のニーズに即した福祉・介護の事業を実施するとともに、行政をはじめ関係機関・団体と連携・協力し、福祉の諸事業に取り組んでいきたいと存じます。

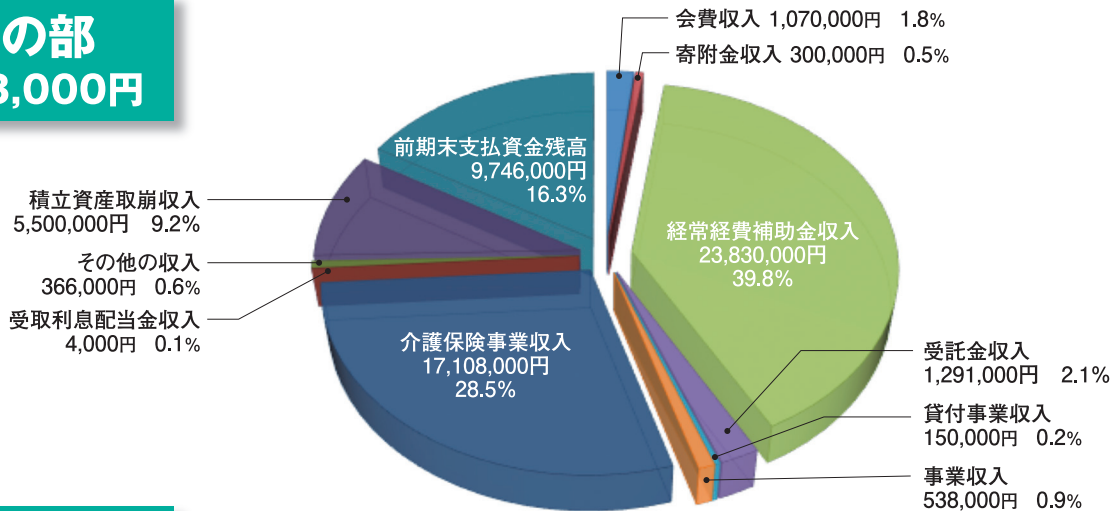
真鶴町社会福祉協議会 会長 青木 巖

重点目標

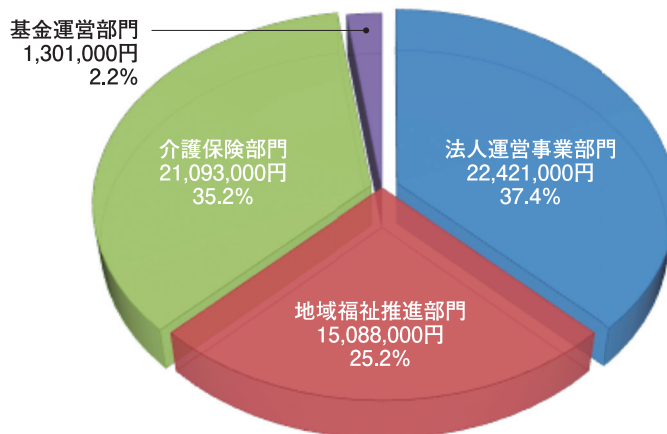
- 「真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の推進
- 生活支援体制整備事業の実施
(コロナ禍での地域サロン開催、「まなサポ」の担い手の発掘・養成等)
- 「総合相談窓口」の充実
(多様な相談に対して関係機関との連携協働や食糧支援などの実施)
- 介護保険事業(ケアマネ)と地域福祉事業の連携
(高齢化の進む状況下でのサロン等を活用した相談窓口の拡充)
- 社会福祉協議会組織体制の整備
(専門性の向上や受託事業の検討など)

令和3年度 社会福祉法人真鶴町社会福祉協議会 社会福祉事業会計収支予算

収入の部
59,903,000円



支出の部
59,903,000円



※内部取引(拠点区分間・サービス区分間繰入金 7,742,000円) 除く

令和3年度の地域福祉事業の予算

〈収入〉

会費収入	1,070千円	介護保険事業収入	17,108千円
寄附金収入	300千円	受取利息配当金収入	4千円
経常経費補助金収入	23,830千円	その他の収入	366千円
受託金収入	1,291千円	積立資産取崩収入	5,500千円
貸付事業収入	150千円	前期末支払資金残高	9,746千円
事業収入	538千円		

合計 59,903,000円

〈支出〉

法人運営部門	22,421千円	介護保険部門	21,093千円
地域福祉推進部門	15,088千円	基金運営部門	1,301千円

合計 59,903,000円

※内部取引(拠点区分間・サービス区分間繰入金 7,742,000円) 除く

ほほ笑みで支えあい
分かち合う地域社会を目指して

令和2年度の一般会員と
賛助会員の加入状況について

毎年、5月に住民・会社・団体などを対象に賛助会員の募集を実施しております。一方、一般会員会費は毎年、9月に自治会長さんをはじめ隣組長さんのご尽力により納入されております。本年度も皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

*一般会員 1443世帯 721,500円
*賛助会員 44件 473,000円

両会費の一部をもって、
実施する予定事業は……

- 広報事業
- 社会福祉大会事業
- 地区団体連絡調整活動事業
- 障がい者福祉事業
- ボランティア活動助成事業
- 総合相談事業

お問い合わせ・
申し込みは社協事務局へ

☎68-3313

住みよい福祉のまちづくりのために

令和3年3月10日から令和3年4月9日までに、次の方から福祉活動振興基金事業にご寄附をいただきましたので、お知らせいたします。寄せられたご寄附については、地域福祉の充実に役立させていただきます。ありがとうございました。

寄附年月日	寄附額(円)	氏名(敬称略)	目的
3. 3. 10	2,473円	匿名	社会福祉基金
3. 4. 9	100,000円	匿名	〃

ふれあい伝言板

令和3年度弁護士による 無料法律相談会のご案内

お困りごとはありませんか？

財産、相続、親権、土地、金融などその他法律に関する相談に応じます。

- ◆ 第1回 令和3年 6月21日(月)
- ◆ 第2回 令和3年10月18日(月)
- ◆ 第3回 令和4年 2月21日(月)

申し込み方法等の詳細については、社協ホームページ、町広報でお知らせいたします。

日常生活自立支援事業

あなたの暮らしの“安心”をお手伝いします。

社会福祉協議会協議会では、「日常生活自立支援事業」を実施しています。認知症高齢者、知的障がいをお持ちの方、精神障がいなどをお持ちの方などを対象として、福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをするサービスです。まずは社会福祉協議会にご相談ください。

ひとり暮らし老人等 食事サービス事業

(お弁当お届け)

週1回、ご高齢者のひとり暮らしの方や老夫婦世帯に見守り活動を目的としてお弁当をお届けしています。

- * お届け日時：毎週火曜日（8月は除く）
午前11時～正午
- * お届けする人：ボランティアはまゆう会のみなさん
- * 費用：一食300円（令和3年度）

子どもたちのしあわせのために ～里親制度をご存じですか～



さまざまな事情のため家庭で育つことが難しい子ども。そうした子どもを家庭、地域に迎え入れ健やかに育つ場を作ってみませんか。お気軽にご相談ください。

長期養育

養子縁組だけじゃない？

★活動の一部をご紹介します★

子どもと養子縁組をせずに長期間の養育を目的とした委託。特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより子どもの情緒が安定します。

◆お知らせ◆

里親制度のパネル展示、相談コーナーを設けています！お気軽にお声掛けください★

場所：ダイナシティ WEST 1Fキャニオンステージ裏

日時：令和3年6月29日(火)、7月27日(火)

両日とも午前10時～午後4時

【問い合わせ】

児童養護施設 強羅暁の星園 TEL. 0460-82-2853

小田原児童相談所 TEL. 0465-32-8000(代)

車いすの貸し出しについて

一時的に車いすの貸出しを無料で行っています。

*ご利用になれる方

- ・高齢者の方や障がいのある方、けがや病気などで車いすを一時的に必要とされる方。
- ・通院や旅行、買い物など外出のため短期間利用したい方。

*貸出期間：10日間

*ご利用方法

まずは、社会福祉協議会へお問い合わせください。貸出しの際には、窓口にて所定の申込書にご記入いただきます。

※印鑑をご持参ください。

お気軽に
お電話ください

ご相談・電話予約・お申込み およびお問い合わせは…

真鶴町社会福祉協議会へ ☎ 68-3313

<http://manazurushakyo.jp/> ホームページ



「社協まなづる第120号」の印刷費の一部は、共同募金配分金により発行しています。